

京都府地球温暖化対策条例（仮称）／義務化対象範囲の検討

対象	事業者	建築物		自動車		家電機器等	備考	
	事業活動	建築物（新增改築）	屋上緑化（新增改築）	事業活動	自動車販売	家電販売		
規定内容	温室効果ガス排出量の報告、削減計画の作成、提出、公表	温室効果ガス排出量の報告、削減計画の作成、提出、公表	屋上緑化計画の作成、提出	温室効果ガス排出量の報告、削減計画の作成、提出、公表 エコドライブ推進員の設置	低公害車の一定割合以上の導入	環境情報の説明 エコカーマイスターの設置	省エネラベルの表示、説明 省エネマイスターの設置	
京都府 〔検討中〕	〔義務化〕 ・原油換算で1500kl/年以上のエネルギーを使用する事業者（合算） ※改正省エネ法第二種＝1500kl/年以上を参考基準	〔義務化〕 ・延床面積2000㎡以上 ※改正省エネ法延面積＝2000㎡以上を参考基準	〔義務化〕 ・敷地面積又は建築面積（市街化区域内）000㎡以上 ・敷地又は屋上面積の00%以上の屋上等緑化 ・自然エネルギー（太陽光発電等）の利用を一定面積に算入	〔義務化〕 ・00台以上の自動車を使用する事業者 〔府独自〕 ・エコドライブ推進員の設置 ・00台以上の自動車を使用する事業者	〔義務化〕 ・00台以上の自動車を使用する事業者 ・使用台数の0%以上	〔義務化〕 ・新車を展示販売する自動車販売事業者（全店） 〔府独自〕 ・エコカーマイスターの設置 ・00台以上の新車を展示又は年間販売する事業者	〔義務化〕 ・家電販売事業者（全店） 〔府独自〕 ・省エネマイスターの設置 ・00台以上の特定機器（エアコン、冷蔵庫）を展示又は年間販売する事業者	・改正省エネ法の基準を基本に京都市との整合性を考慮 ・京都市の基準が明らかでないものは00で表示 ・府独自のものは対策効果を考慮して検討
京都市	〔義務化〕 ・同上	〔義務化〕 ・同上	—	〔義務化〕 ・00台以上の自動車を使用する事業者	—	—	〔義務化〕 ・家電販売事業者（全店） ・特定機器（エアコン、冷蔵庫）を展示販売する事業者（全店）	・「地球温暖化対策条例」（17年4月施行） ・義務規定は17年度中の施行予定
省エネ法 〔改正〕	〔義務化〕 ・原油換算（第一種）3000kl/年以上（第二種）1500kl/年以上	〔義務化〕 ・延床面積2000㎡以上	—	〔義務化〕 ・200台以上の自動車を使用する事業者	—	—	〔努力義務〕 ・家電販売事業者（全店）	・省エネ法及び地球温暖化推進法の一部改正（18年4月施行予定）
大阪府	〔義務化〕 ・原油換算で1500kl/年以上のエネルギーを使用する事業所をもつ事業者	〔義務化〕 ・延床面積5000㎡以上	〔義務化〕 ・敷地面積1000㎡以上 ・敷地及び屋上面積のそれぞれの20～25%以上	〔義務化〕 ・100台以上の自動車を使用する事業者	—	—	〔努力義務〕 ・家電販売事業者（全店）	・「温暖化防止条例」（17年9月府議会提案予定） ・緑化規定は「自然環境保全条例」の一部改正（同）
東京都	〔義務化〕 ・燃料1500kl/年以上 ・電気600kW時/年以上 ※現行省エネ法の第二種と同じ	〔義務化〕 ・延床面積10000㎡以上	〔義務化〕 ・敷地面積1000㎡以上（公共250㎡以上） ・敷地及び屋上面積のそれぞれ20%以上	〔義務化〕 ・30台以上の自動車を使用する事業者	〔義務化〕 ・30台以上の自動車を使用する事業者 ・使用台数の5%以上	〔義務化〕 ・新車を展示販売する自動車販売事業者（全店）	〔義務化〕 ・家電販売事業者 ・特定機器（エアコン、冷蔵庫）を5台以上展示販売する事業者	・「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の一部改正（17年3月施行、建築物は14年6月施行） ・緑化規定は「自然の保護と回復に関する条例」の一部改正（13年4月施行）
兵庫県	〔義務化〕 ・燃料1500kl/年以上 ・電気600kW時/年以上 ※現行省エネ法の第二種と同じ	—	〔義務化〕 ・建築面積（市街化区域内）1000㎡以上 ・屋上面積20%以上の屋上等緑化 ・太陽光発電の利用を一定面積に算入	—	—	—	—	・「環境の保全と創造に関する条例」の一部改正（14年10月施行）